

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第9号

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を次のように改正する。

本則第1項の表1の項中「、子育て支援総合センターこどもみらい館長」を削り、「、教育相談総合センターカウンセリングセンター長及び首席主事」を「及び教育相談総合センターカウンセリングセンター長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)